

## 第 86 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和元年 6 月 24 日 (月)  
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 場 所 のじぎく会館 2 階 204 号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳  
委員 片山 朋子  
委員 北川 博巳  
委員 小村崎 栄一  
委員 住友 聡一
- 4 審議案件  
第 1 号議案 姫路市における (仮称) マックスバリュ英賀保店の  
新設に係る県の意見について (法第 8 条第 4 項)
- 5 審議の概要 別紙のとおり

## 議案1：(仮称) マックスバリュ英賀保店

### 審 議 の 概 要

事務局から届出施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：騒音の総合的な予測・評価について、出入口1が面する県道姫路環状線は、交通センサスによると交通量が多く、県道を走行する車両走行音が大きい。よって、県道姫路環状線側については、店舗による騒音の影響が大きいとは考えにくい。予測地点Aの主な音源は荷さばき作業音であるが、荷さばき施設から距離があるため環境基準を満たしている。地点Bから地点Hの主な音源は来客車両走行音である。地点Eと地点Fは住宅に接しているが、夜間の駐車場利用を制限しており、環境基準を満たしている。地点Iは、先に言ったとおり交通量の多い県道に面しているが、環境基準を満たしている。地点Jは、荷さばき施設から発生する騒音対策として2mの遮音壁を設けており、予測地点である高さ1.2mのところでは、遮音効果があって音は小さくなっている。ただし、建物上で発生する設備音については、この遮音壁は効果がなく、建物上の設備機器による定常騒音は、低い騒音レベルでも問題が生じる可能性がある。夜間は来店車両が少ないことや、環境基準を満たしていることから、問題はないと判断している。

続いて、発生する騒音ごとの予測評価について、地点bと地点hで規制基準を超えているが、地点B'と地点H'では規制基準を満たしており、問題がないと判断する。なお、定格出力が7.5kW以上の特定施設が含まれているので、周辺住民から苦情や指摘がある場合には、行政指導が入

る可能性がある。

委員：出入口2と3について、計画地北側からの来店、北側への退店について、どのような対策を行うのか。

事務局：出入口2と3の間については、一旦停止を明示した看板を設置する。前面道路の交通量はピーク時1時間当たり8台と非常に少なく、大きな影響はないと考える。なお、通学路であるため、登校時間帯は出入口2と3を閉鎖する計画である。一方、下校時間帯は、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、下校時の安全を守るための対策をとる。

委員：具体的には、どのエリアからの来店車両がここを通るのか。

事務局：商圈⑥である。それ以外のエリアについては、県道姫路環状線を経由する来退店経路であり、特に問題はないと考える。

委員：隔地駐車場は、商圈⑥からの来店車両の出入庫だけを想定し、県道姫路環状線からの出入庫は想定していないのか。

事務局：隔地駐車場は未定物販店舗（大店立地法の届出の対象外）の駐車場であり、計画店舗（大店立地法の届出の対象）の来客は、店舗前の駐車場を利用する。両方の店舗を利用する来客は、隔地駐車場を利用する可能性がある。

委員：その場合、計画店舗の駐車場内を通り抜けるのか。

事務局：そのとおり。

委員：退店時は南の市道から帰るのか。

事務局：再度、計画店舗の駐車場内を通る必要はないため、市道を通って帰る。

委員：来退店経路図では、想定されていないのではないかと。

事務局：来退店経路図は、計画店舗の商圈の各方面から来退店する主な経路を図示しているため、計画地内等の経路は表示していない。

委員：登校時は出入口2と3を閉鎖するとのことだが、下校時は「開店から当分の間は交通誘導員を配置する」の「当分の間」が気になる。当分ではなく、常駐させるべきと考える。

関係人：通学路として利用する小学校、PTA、こども会、計画地東にあるマンションの住民等に個別に説明会を行った結果、登校時間帯は出入口2と3を閉鎖し、来店車両に対する注意喚起の看板を設けること、交通誘導員は当分の間配置することで協議が整っている。なお、マンション住民等については、開店後にも協議を行う予定と聞いている。

委員：計画地南東側と北側の住宅に対しては、騒音についての基準は満たしているが、特に問題ないのか。

委員：留意事項で騒音について付記している。苦情等が生じた場合は、前述の市役所による行政指導が入ることもある。

委員：南東側の住宅への対策として、駐車場の一部において夜間の利用を制限しているが、北側の住宅への対策はどうか。

事務局：設備機器による定常騒音については、苦情等が生じた場合は適切な措置を講じる必要があるが、荷さばき作業音等については、遮音壁を設置し、夜間は作業しないなど、一定の配慮がなされていると考えている。

委員：(各委員に諮った上で) 原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

**【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】**

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。

- 2 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知するとともに、通学時間帯に交通誘導員を配置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 5 店舗に近接する住宅の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。
- 6 建築物及び屋外広告物は、周辺環境に配慮した外観及び形態にすること。
- 7 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。